大切なお知らせ

令和３年８月作成
宇部市

低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯分）のご案内

１．支給対象者　（※ひとり親世帯以外分の給付を受け取った方を除く）

■18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児の場合は20歳未満）の児童を監護・養育するひとり親のうち、以下の①～③のいずれかに該当する方

① **令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方**

② **公的年金等を受給**していることにより、**令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和元年中の収入が児童扶養手当受給者と同じ水準であった方**　(公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

２．支給額

児童１人当たり一律**５万円**（支給は1回限り）

３．給付金の支給手続き

■支給対象者①の方は、令和3年5月11日（火）に児童扶養手当指定口座に振込済みです。

■**支給対象者②又は③に該当する方は申請が必要です。**

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに宇部市役所子育て支援課の**窓口に直接**、または**郵送**でご提出ください。申請方法の詳細は宇部市ウェブサイトをご確認ください。

４．申請期限

令和4年2月28日（月）必着

問い合わせ先

【申請手続きについて】市外に在住の方は、お住まいの市町にお問い合わせください。

●**宇部市役所子育て支援課**(平日8：30～17：15(木曜日は19：00まで))
〒755-8601　宇部市常盤町一丁目７番１号
電話 0836-34-8331　FAX 0836-22-6051

【制度全般について】
●厚生労働省　低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)コールセンター　0120-400-903
(受付時間　平日9:00～18:00)

宇部市ウェブサイト

宇部市　子育て世帯給付金

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。